

鶴岡市農業委員会第 31 回西部農地部会議事録	
日 時 場 所	令和 8 年 6 月 15 日(水) 午後 1 時 30 分 鶴岡市藤島庁舎 大会議室
出 席 農業委員	1 番 五十嵐 覚 2 番 阿部 晃士 3 番 石塚 治己 4 番 佐藤 晃 5 番 荻原 優太 7 番 鈴木 敏徳 8 番 田澤 幸弘 9 番 佐藤 泰仁 10 番 原田 政幸
出 席 推進委員	1 番 渡部 信子 2 番 齋藤 靖 3 番 須田 進二 4 番 齋藤 潤子 5 番 小南 賢史 6 番 榎本 勝 7 番 吉住 喜之 8 番 長谷川 浩之 9 番 佐藤 圭介 10 番 野村 仁 11 番 池田 賢成 12 番 小林 節徑 13 番 田村 亮真 14 番 佐藤 宣夫 15 番 本間 長志 16 番 伊藤 貢
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	なし
事 務 局	局長 黒井 布美 主査 長谷川 修 主査 渡部 秀明 調整主任 本間 伸一 主事 佐藤 優羽 鶴岡分室主事 横山 直生 温海分室長補佐 五十嵐 明美
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午後 1 時 30 分
議 長	本日の欠席、遅参、早退はありません。定足数に達しておりますので、只今より第 31 回西部農地部会を開会いたします。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により議長において指名いたしますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、2 番 阿部 晃士委員、3 番 石塚 治己委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは、報告事項に入らせていただきます。

議 長	報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 報告第 3 号 農地の転用事実に関する照会について 報告第 4 号 農用地利用集積等促進計画の許可について 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について》
	(説 明) 《報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について》
	(説 明) 《報告第 3 号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明) 《報告第 4 号 農用地利用集積等促進計画の許可について》
議 長	報告事項ではありますが、質問はございませんか。
	(発言者なし)
議 長	なければ、これより議事に入ります。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》
議 長	担当委員からの現地調査報告をお願いします。2 番 阿部晃士委員。
2 番委員	2 番 阿部です。鶴 18 は、近接耕作者である受人に無償譲渡するものです。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断いたしました。
議 長	1 番 五十嵐覚委員。
1 番委員	1 番 五十嵐です。温 6 ですが、現地は集落付近の田で、ここ数年は作付けを行っておりませんでした。隣接の田や近隣の田を耕作する受人が今後は耕作することで話がまとまったものです。水稻作付の予定であり、問題はないと思われます。
議 長	5 番 荻原優太委員。
5 番委員	5 番 荻原です。鶴 19 は、農業者年金受給の継続に伴う案件でして、渡人から息子の受人への使用貸借権への設定になります。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断します。
議 長	それでは、審議を行います。質疑のある方は、挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については議案通り決しました。続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》
議 長	担当委員からの現地調査報告をお願いします。2 番 齋藤靖推進委員。

2 番 推進委員	推進委員 2 番 齋藤です。申請地は寺田集落の東側にある転作田で、転用目的は売買により申請地を取得し、住宅 1 棟とカーポートの整備を行うもの。当該地は上下水道整備区域であり、小学校及び中学校にも近距離にあることから 3 種農地に該当、許可相当と判断されます。
議 長	それでは、審議を行います。質疑のある方は、挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、議案通り決しました。続きまして、議案第 3 号 令和 7 年度農業委員会及び推進委員等の最適化活動の点検・評価について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第 3 号 令和 7 年度農業委員会及び推進委員等の最適化活動の点検・評価について》
議 長	それでは審議を行います。質疑のある方は、挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 3 号 令和 7 年度農業委員会及び推進委員等の最適化活動の点検・評価について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 3 号 令和 7 年度農業委員会及び推進委員等の最適化活動の点検・評価については、議案通り決しました。以上で、本日の審議はすべて終了しました。これにて、第 31 回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午後 1 時 48 分

	議 長 <u>原 田 政 章</u> 議 事 録 署名委員 <u>阿 部 晃 士</u> 議 事 録 署名委員 <u>石 塚 治 己</u>
--	---